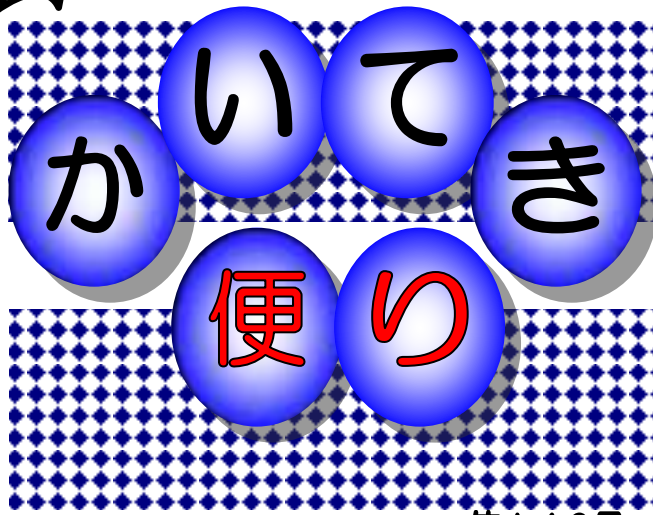


★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★

INDEX



平成28年9月1日発行 第146号

○お知らせ

「東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業助成金事業計画書を募集中！」

「H28年度訪問看護にかかる支援策(補助金等)について【申請受付中】」

「福祉の見守り力を、消費者被害防止にも活かしてください！！」

「『事業所への講師派遣研修』(登録講師派遣事業)第2期プログラムの受付を開始します！」

○報酬算定・運営基準

「居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算に係る届出書の提出について(平成28年度前期分)～今期から地域密着型通所介護が対象になります～」

「事業所評価加算の届出は、10月17日(月曜日)締切りです！」

お知らせ

○ 東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業助成金事業計画書を募集中！

東京都では、介護職員の確保定着を図るため、平成28年度から「東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業」を実施しております。本事業では、事業所の周辺に介護職員の宿舎を確保し、職住近接等による働きやすい職場環境の推進と、災害時の運営体制強化に取り組む介護事業者を支援します。

本事業の補助対象事業者となるためには、事業計画書の提出が必要となり、平成28年度事業計画書の提出期限が平成28年9月30日(金曜日)までとなっております。

本事業の活用を検討されている事業者につきましては、お早めに事業実施主体である公益財団法人東京都福祉保健財団まで申請してください。

【提出期限】 平成28年9月30日(金曜日)※必着

【提出先】 〒163-0718

東京都新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル19階

公益財団法人東京都福祉保健財団

事業者支援部 運営支援室 宿舎借り上げ支援事業担当

TEL: 03-3344-8548 FAX: 03-3344-8596

【提出方法】 郵送にて、必要書類を提出してください。

【申請書類等】 公益財団法人東京都福祉保健財団のホームページよりダウンロードしてください。

(<http://www.fukushizaidan.jp/304shukusha/index.html>)

○掲載場所のご案内

公益財団法人東京都福祉保健財団ホームページのトップページを表示⇒

「事業者の方へ」をクリック⇒「東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業」をクリック

○ **H28年度訪問看護にかかる支援策（補助金等）について【申請受付中】**

東京都では、地域包括ケアの推進を図るため、在宅療養の中心的な役割を担う訪問看護ステーションへさまざまな支援を行っており、平成28年度も補助金事業や研修事業などを実施します。

	事業名	申請期限等
補助金事業	認定看護師資格取得支援事業 （訪問看護分野の認定訪問看護師資格取得支援）	締切：9月16日（金） （※1）上記期限によらず、雇用する前に申請が必要です。
	訪問看護師勤務環境向上事業 （研修等の代替職員確保への支援）	
	訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業（※1）	
	訪問看護師定着推進事業 （産休・育休・介休取得時の代替職員雇用への支援）	随時受付 （ただし、期限を設定する場合有）
	新任訪問看護師（※2）就労応援事業 （（公社）東京都看護協会へ一部委託して実施） （※2）訪問看護未経験者を指し、新卒に限られません。	締切：9月16日（金）必着 ※応募要件を変更しました。希望の場合、必ずHPをご確認下さい。
その他の取組	東京都訪問看護教育ステーション事業 （認定看護師等による同行訪問等の受入研修）	実施中 各教育ステーションへ直接申込みください。
	管理者指導者育成研修 （（公財）東京都福祉保健財団へ委託）	11月以降実施予定 今後募集予定です。詳細は別途ご案内いたします。
	経営等に関する個別相談会 （株式会社川原経営に委託して実施）	10月実施 応募締切：9月26日（月）
	訪問看護フェスティバルの開催	H29年1月14日 都庁5階大会議場 詳細はホームページをご覧ください。

※各事業の詳細や、募集等の最新情報は、随時下記ホームページでご案内いたしますのでご確認ください。

【ホームページ】 東京都福祉保健局ホームページ＞高齢者＞介護保険＞訪問看護推進総合事業

（<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/houkan/index.html>）



東京都訪問看護推進総合事業

【お問合せ先】 介護保険課 訪問看護推進担当 TEL：03-5320-4267 FAX：03-5388-1425

○ 福祉の見守り力を、消費者被害防止にも活かしてください！！

無料

★「高齢者見守り人材向け出前講座」お申込み 受付中！
 受講された方にはテキスト「高齢者見守りハンドブック」を差し上げます！★

高齢者の消費者被害が一向に減りません。高齢者を悪質商法の被害から守るため、高齢者を見守る方々のお力が必要です。

そこで、都では介護事業者、ケアマネジャー、ホームヘルパー、民生委員・児童委員、町会・自治会、老人クラブほか地域の高齢者見守りネットワークのメンバー等を対象に、都内各地で出前講座を開催しています。講座では、消費生活問題に詳しい相談員などが、高齢者を狙う悪質商法の手口や被害発見のポイント、被害発見時の対応などについて、分かりやすくご説明します。

講義内容	高齢者を狙う悪質商法の手口、対策、見守りのポイント、被害発見時の対応等 ★テキスト「高齢者見守りハンドブック」をご用意します。
講師派遣期間	平成28年4月1日（金曜日）から平成29年3月31日（金曜日）まで （土日祝日も実施）
講義時間	原則 午前10時から午後8時までの間で、1～2時間程度 （この時間帯以外をご希望の場合はご相談ください。）
講師派遣場所	都内のご希望の場所
費用	無料
申込条件	原則10人以上 都内の介護事業者、福祉団体、民生委員・児童委員、医療機関、配送事業者、町会・自治会、老人クラブほか地域の高齢者見守りネットワークの関係者、区市町村等
申込受付期限	平成29年3月7日（火曜日）まで 【先着300回】
申込方法	都・区市町村の消費生活センター窓口または、ホームページ「東京くらしWEB」からダウンロードにより申し込み用紙を入手し、必要事項記入の上、3週間前までに下記へFAXしてください。

【東京都生活文化局ホームページ】⇒東京くらしWEB>学びたい>出前講座（講師派遣）

>高齢者見守り人材向け出前講座

(http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/de_koza/kourei.html)

【お申込み・お問合せ先】（公社）全国消費生活相談員協会事務局

FAX 03-5614-0743<FAXのみの受付>

TEL 03-5614-0635（月～金曜日午前9時30分～午後5時<祝日・年末年始除く>）

○ 『事業所への講師派遣研修』（登録講師派遣事業）第2期プログラムの受付を開始します！

介護福祉士等養成施設等の教員で本事業に登録された講師が直接職場を訪問し、職場のニーズに沿った専門的・実践的な内容の研修を行う「登録講師派遣事業」第2期プログラムの受付を開始します。お気軽にお申込みください。

【対象施設】 小・中規模の福祉施設等・介護保険施設や居宅サービスの事業所等

【費用】 無料

【第1期プログラム例】 「介護記録の書き方」「感染予防の基礎知識」「障害者差別解消」

「尊厳の尊重と権利擁護」「職員間コミュニケーション」「認知症ケア」 ほか

※個別要望プログラム、ユニット型研修も受け付けます。

【研修内容及び申込方法等】 下記ホームページの「研修企画一覧」をご覧になり東社協研修受付システム「けんとかん」からお申し込みください。ご希望内容を確認の上、登録講師と調整します。

【第2期申込締切】 平成28年9月23日（金）

【東京都福祉人材センター研修室ホームページ】

<http://www.tcsw.tvac.or.jp/activity/kensyu/>

【お申込み・お問合せ先】 東京都福祉人材センター研修室 TEL 03-5800-3335

【お問合せ先】 生活福祉部地域福祉推進課福祉人材対策担当 TEL 03-5320-4049

○ 居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算に係る届出書の提出について (平成28年度前期分)～今期から地域密着型通所介護が対象になります～

居宅介護支援事業所では、居宅サービス計画書に位置付けた訪問介護等のサービスについて、「特定事業所集中減算に係る届出書」を半年ごとに作成することになっています。

この届出は、いずれかのサービス種別について紹介率最高法人の割合が80%を超えた場合は、減算の有無や正当な理由の有無にかかわらず、必ず東京都(※)に提出する必要があります。平成28年度前期分(平成28年3月1日から平成28年8月31日まで)の提出期間は9月1日から9月15日までになります。

※ 中核市への移行により、八王子市内に所在する居宅介護支援事業者は八王子市役所へご提出いただくこととなります。詳しくは、八王子市役所へお問合せください。

また、特定事業所集中減算の適用状況について、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(加算届)」の提出も必要となる場合があります。以下の①か②に該当する場合は、「特定事業所集中減算に係る届出書」に加えて、「加算届」も一緒にご提出ください。

- ① 平成27年度後期は減算に該当していなかったが、平成28年度前期から減算に該当する
- ② 平成27年度後期は減算に該当していたが、平成28年度前期から減算に該当しなくなる

<提出先> 〒163-8001 (住所不要) 東京都福祉保健局 高齢社会対策部 介護保険課 介護事業者担当

平成28年4月1日より、地域密着型通所介護が居宅介護支援における特定事業所集中減算の対象となりました。提出書類の様式とQ&Aが変更されています。変更後の提出書類の様式やQ&Aを以下のホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】

→東京都介護サービス情報>業務管理体制に係る届出・老人福祉法の届出等>特定事業所集中減算(平成28年度前期分以降) のページです。

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/gyoumutodoke/27_gensan.html)

【お問合せ先】 介護保険課介護事業者担当 TEL 03-5320-4593

○ 事業所評価加算の届出は、10月17日(月曜日)締切いです！

介護予防通所介護事業所及び介護予防通所リハビリテーション事業所において、平成29年度に事業所評価加算の算定を希望する場合には届出が必要です。なお、すでに当該加算の申出をしている事業所において、平成29年度も算定を希望する場合には再度届出の必要はありません。

	評価の申出をしていない事業所 (「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」にて「事業所評価加算(申出)の有無」を「1.なし」で届出している事業所)	すでに評価の申出をしている事業所 (「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」にて「事業所評価加算(申出)の有無」を「2.あり」で届出している事業所)
平成29年度算定希望する	届出必要 「2.あり」として届出してください。	届出不要 【再提出の必要はありません】
平成29年度算定希望しない	届出不要	届出必要 「1.なし」として届出してください。

【提出期限】 平成28年10月17日(月曜日) 必着

【提出書類】 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
※様式については下記ホームページをご覧ください。

【提出先・お問合せ先】

◆介護予防通所介護及び介護予防通所リハビリテーション(老人保健施設除く)

〒163-0718 新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル18階
公益財団法人 東京都福祉保健財団 事業者支援部 事業者指定室
TEL: 03-3344-8517

【様式等：通所介護】

東京都介護サービス情報 > 介護事業者の皆様へ(通所介護) > 加算届
http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/7_tuukai.html

【様式等：通所リハビリテーション】

東京都介護サービス情報 > 介護事業者の皆様へ(通所リハビリテーション) > 加算届
http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/8_tuuraha.html

◆介護予防通所リハビリテーション(老人保健施設みなし指定)

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎24階
東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課施設運営担当
TEL: 03-5320-4264

【様式等】東京都福祉保健局 > 分野からのご案内(高齢者) > 介護老人保健施設 > 介護老人保健施設変更届出等様式
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/shisetu/rouken/henkou.html>

※総合事業の事業所評価加算については、加算届の届出先は各区市町村となります。
お問い合わせにつきましても、各区市町村の所管課までお願いいたします。